

## 契約書(案)

- 1 業務名称 岩手県中央家畜保健衛生所の冷蔵庫設備の交換・修繕
- 2 履行場所 岩手県中央家畜保健衛生所の血液保管庫内及び屋上（滝沢市砂込390-5）
- 3 履行期間 自 令和6年12月 日  
至 令和7年3月31日
- 4 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

岩手県（以下「発注者」という。）と (以下「受注者」という。) とは、上記の業務について、次のとおり契約を締結する。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1 発注者は、別添「岩手県中央家畜保健衛生所の冷蔵庫設備の交換・修繕仕様書」に従い、修繕すること（以下「業務」という。）を受注者に発注し、受注者はこれを受諾し、誠実に実施しなければならない。
- 第2 発注者は、受注者に対して、業務の実施に関してその作業に立会い、又は必要な事項を指示することができる。
  - 2 受注者は、業務の実施に関し必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。
- 第3 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。
  - 2 前項の場合において、契約金額又は施工期間を変更するときは、発注者、受注者協議して書面により定めるものとする。
- 第4 受注者は、作業日の業務が完了したならば、直ちに業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
  - 2 発注者は、前項の業務完了報告書（様式第1号）を受領した場合は、速やかに業務の完了確認のための検査を行わなければならない。
  - 3 受注者は前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられた場合は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 第5 受注者は、第4第2項の検査の結果、業務の実施状況がこの契約に適すると認められた場合は、請求書を発注者に提出するものとする。
  - 2 発注者は、前項の規定による書類を受領した場合は、30日以内に契約金額を支払うものとする。
- 第6 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。
- 第7 発注者は、受注者が自己の責めに帰すべき理由により、施工期間内に履行しない場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。
- 第8 第4条第2項（同法第3項における場合を含む。）の規定による検査に合格した後、業務に契約の内容に適合しないものがあると認められた場合は、発注者は、受注者に対し、期限を指定して再履行を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者が再履行の催告をし、受注者が指定した期限までに再履行をしないときは、発注者は、受注者に対し、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第9 発注者は、天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、業務の実施を継続する必要がなくなったときは、契約を解除することができる。

第10 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務を実施できなくなったとき。
- (2) 正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (3) 発注者が行う調査を妨げ、若しくは発注者が求める報告を拒み、又は第2第1項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (4) 受注者が実施した業務に関して、契約の内容に適合しないものがあるときに、発注者から履行の追完請求を受けた後、正当な理由なく行わないとき。
- (5) 次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が、これに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を発注者に納付するものとする。
- 3 前2項の規定は、契約金額の支払があつた後においても適用するものとする。

第11 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、契約金額が当初の契約金額の3分の1以下になるとき。
- (2) 第3第1項の規定による業務の中止期間が施工期間の2分の1を越えたとき。
- (3) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

第12 受注者は、第10の規定により、この契約を解除された場合において、すでに契約金額の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより契約金額を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により契約金額を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

第13 受注者は、第10第1項の規定により、契約を解除された場合はこれによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

- 2 発注者は、第11の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各号の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

第14 受注者は発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

- 2 発注者は、受注者に対し業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、受注者は、その使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第15 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第16 受注者の代表者又は使用人、従事者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第17 受注者は、自己の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第18 受注者は、この契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第19 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第20 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に発注し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りでない。

第21 受注者は業務の実施にあたり、民法、商法その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うものとする。

第22 受注者は、業務に係わる経理を明らかにした関係書類を整備し、令和12年3月31日まで保存するものとする。

第23 この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 12 月 日

発注者 岩手県

契約担当者 盛岡広域振興局長 小野寺 宏和

受注者

所在地

法人名

代表者役職・氏名